防衛大学校学術情報会議に関する達を次のように定める。

平成17年3月31日

防衛大学校長 西 原 正

防衛大学校学術情報会議に関する達

改正 平成 21 年 3 月 31 日防衛大学校達第 6 号 平成 24 年 4 月 6 日防衛大学校達第 8 号 平成 30 年 3 月 30 日防衛大学校達第 4 号 令和 3 年 3 月 31 日防衛大学校達第 9 号 令和 4 年 3 月 18 日防衛大学校達第 15 号 令和 5 年 4 月 7 日防衛大学校達第 9 号

目 次

- **第1章** 総 則(第1条)
- **第2章** 構 成(第2条)
- **第3章** 審議事項(第3条-第4条)
- **第4章** 部 会(第5条)
- **第5章** 庶 務(第6条)
- 第6章 委任規定(第7条)

附則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 防衛大学校(以下「大学校」という。)における学術情報技術に関する重要 事項を審議するため、大学校に学術情報会議(以下「会議」という。)を置く。

第2章 構成

(構 成)

- 第2条 会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 議 長 防衛大学校長(以下「学校長」という。)
 - (2) 副議長 各副校長
 - (3) 委員 総務部長、教務部長、訓練部長、先端学術推進機構長、総合情報図 書館長、総務課長、会計課長、管理施設課長、衛生課長、教務課長、入学試験課 長、総合情報図書館事務長、学術情報官、同次世代教育研究推進室長、同各研究 部門長及び学校長が指名する者

2 議長は、必要があると認めたときには、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

第3章 審議事項

(審議事項)

- 第3条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 情報通信技術に関すること。
 - (2) 情報セキュリティに関すること。
 - (3) 図書情報の電子化に関すること。
 - (4) 情報システムの将来的な構想に関すること。
 - (5) 情報システムの基本的な構想を具現化するための整備計画に関すること。
 - (6) 現行の情報システムに関すること。
 - (7) 情報システムによる学術情報の発信及び教育・研究への活用に関すること。
 - (8) 学術情報リテラシー教育に関すること。
- 第4条 会議は、議長が必要の都度招集し、その会議を主催する。
- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは議長の職務を行う。

第4章 部 会

(部 会)

第5条 防衛大学校共同利用電子計算機システム運営部会を置くほか、学校長が定める部会を置くことができる。

第5章 庶 務

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、総合情報図書館事務室において行う。

第6章 委任規定

(委任規定)

第7条 この達に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日防衛大学校達第6号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附則 (平成24年4月6日防衛大学校達第8号)

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日防衛大学校達第4号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日防衛大学校達第9号)

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日防衛大学校達第15号)

この達は、令和4年4月1日から施行する。 附則 (令和5年4月7日防衛大学校達第9号) この達は、令和5年4月1日から施行する。